

間違えやすいごみの出し方

ホットカーペット

「金属」の収集日に黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。

「小型家電」ではないので、リサイクルの日に出さないでください。

傘

金属製の骨組みは「金属」の収集日、プラスチック製の骨組みは「可燃ごみ」の収集日になります。どちらも黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。

消火器

市では回収していません。購入されたお店か、消火器リサイクル推進センター（電話：03-5829-6773）に問い合わせてください。

スマートフォンをお持ちのかたは、右記QRコードの「ごみ分別検索サイト」を利用してください。（鳥羽商船開発）



問い合わせ先

やまだエコセンターへ直接持ち込む場合
やまだエコセンター TEL 0599-56-0530

収集日・分別に関して
環境課資源リサイクル係 TEL 25-1149

漁網

市では回収していません。産業廃棄物処理業者に処分を依頼してください。

漁網は、焼却炉の故障の原因となります。個人利用であっても産業廃棄物扱いとなりますので注意してください。

チューブ類・調味料の小袋など

汚れが取れないものは「可燃ごみ」として出してください。

プラスチック製品

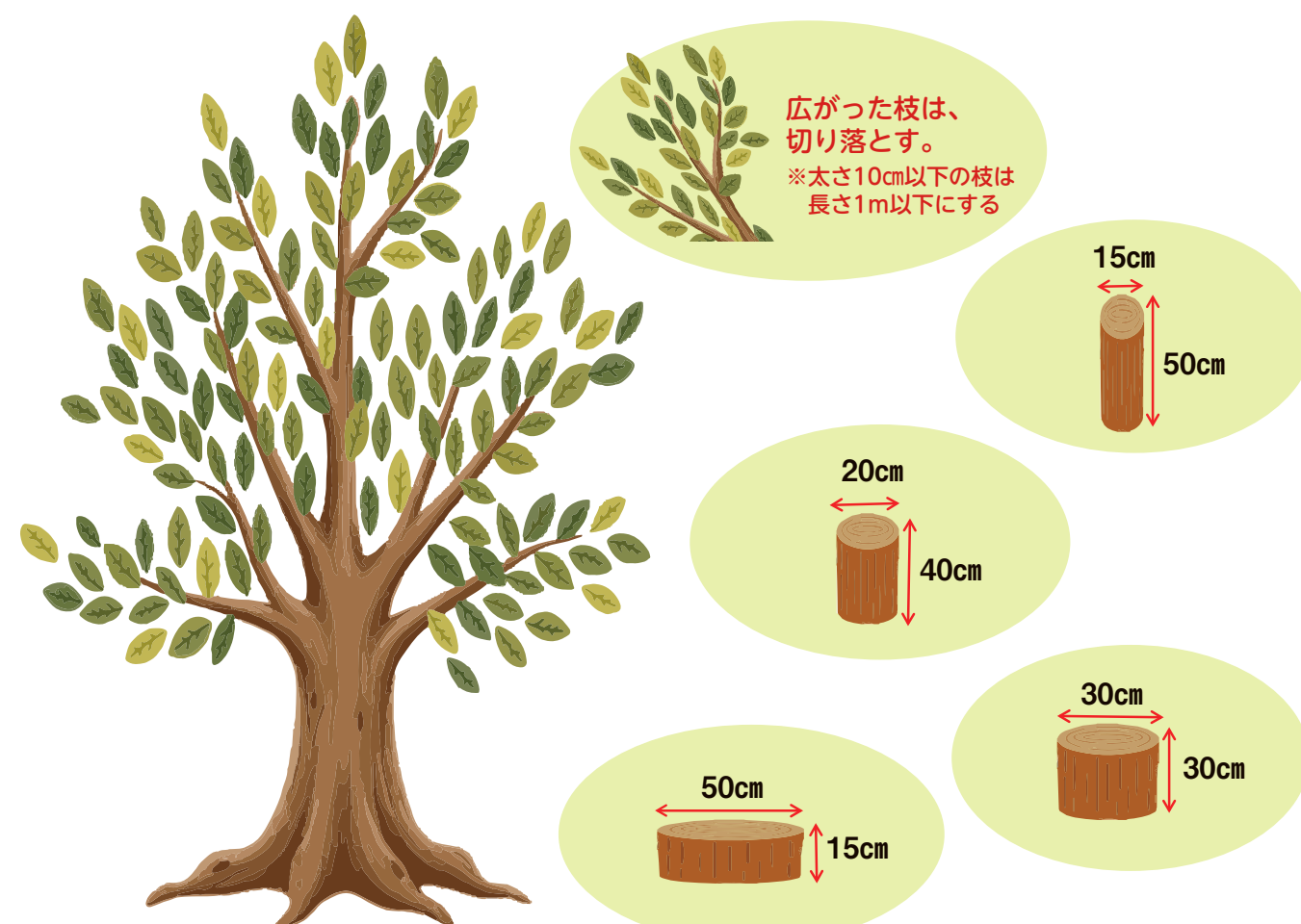
「可燃ごみ」の収集日に黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。

「プラ・紙」の収集日に出すことはできません。「プラ・紙」の収集対象となるのは、商品が入っていた袋やパックなどのプラスチック製の容器・包装のみです。

正しいごみの出し方を知ろう

環境課資源リサイクル係 TEL 25-1149

集積所へのごみ出しや町内清掃の際、樹木や枝木が切断されないまま出されるケースがあります。「分別を行うこと」と「カレンダー通り出すこと」が、きれいに回収されるための大切なポイントです。正しい分別ルールをお互いに声を掛け合いながら、みんなでクリーンな環境づくりを進めていきましょう。



ごみ袋に入れる必要はありませんが、上記のサイズに切断してください。また、別途ごみ処理手数料がかかります。（170円/10kg）

町内清掃時と
やまだエコセンターへ
持ち込む場合

●木製の製品
ただし、特例として枝木などを太さ10cm以下・長さ70cm以下に切つて指定ごみ袋に入れ、可燃ごみの日に集積所に出してください。

●枝木・樹木
指定ごみ袋に入れて可燃ごみの日に集積所に出してください。指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみとしてやまだエコセンターに直接持ち込んでください。

集積所に出す場合